

大阪大学大学院国際公共政策研究科院生会規約

公布：2013年10月25日

施行：2013年11月1日

改正：2014年10月1日

第一章 総則

(趣旨及び目的)

第一条 この規約は、大阪大学大学院国際公共政策研究科院生会（以下、本会）における必要な事項を定めるものとする。

第二条 本会は大坂大学大学院国際公共政策研究科（以下、本研究科）院生の自治組織として、会員相互及び教職員との親睦を深め、研究環境の向上を図ることを目的とする。

第二章 会員

(会員資格)

第三条 本会会員は、原則として本研究科博士前期課程・後期課程所属の学生（以下、正規生）とする。但し、休学中の者はこれに含めない。

2 本研究科所属の特別研究生等（特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生）は、本人の希望により本会へ入会することができる。

3 本会が管理する設備及び所有する備品について、物理的・予算的制約から使用に制限がかかる場合には、正規生、特別研究学生、研究生、特別聴講学生及び科目等履修生の順に優先して利用できるものとする。

(所属期間)

第四条 本会員の所属期間は、大阪大学大学院学則及び大阪大学大学院国際公共政策研究科規程が定める在学期間に準ずる。

(会員の義務)

第五条 本会員は入会の時点で、本規約に対し承認を行ったものとみなし、本規約遵守の義務が生じる。

第三章 幹事

(幹事の選出)

第六条 本会の役員として幹事をおく。幹事は、同研究科に所属する各研究室から選出される代表一名ずつにより構成される。

2 幹事の選出方法については各研究室に一任する。

(幹部の選出)

第七条 幹事のうち一名を代表幹事、二名を副代表幹事とし、これらは原則としてそれぞれ法・政・経の各分野から一名ずつ選出する。

2 代表幹事と副代表幹事を総称して幹部という。

(幹部の任務)

第八条 代表幹事の任務は以下に掲げる通りとする。

- (1) 幹事会及び総会を招集し、議長となる。
- (2) 本会の最高責任者であって、本会を代表し、対外交渉にあたる。
- (3) その他必要な業務を行う。

第九条 副代表幹事は、前項の代表幹事の任務の補助及び代理を行う。

(任期及び罷免)

第十条 幹事の任期は四月から三月までの一年間とする。

第十一条 幹事は、全幹事の賛成、または総会の三分の一の賛成がある場合、罷免される。

第四章 議決機関

第一節 総則

(議決機関)

第十二条 本会の議決機関として、幹事会、総会、幹部会をおく。

- 2 幹事会は幹事全員により構成される。
- 3 総会は本会員全員により構成される。
- 4 幹部会は幹部により構成される。

第二節 幹事会

(幹事会の招集)

第十三条 幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集する。

(幹事会の決議事項)

第十四条 幹事会の決議事項は以下に掲げる通りとする。

- (1) 本会が管理する設備及び所有する備品に関する規則の制定。
- (2) 承認された予算案に基づく会計処理。
- (3) その他本会の運営に関する事項。

(定足数及び表決)

第十五条 幹事会は、全幹事の四分の一以上の出席がなければ、議事を開き表決することができない。

- 2 幹事会を欠席する幹事は、委任状または議決権行使書を書面あるいは電磁的記録によって代表幹事に提出しなければならない。
- 3 幹事会の議決は、委任状及び議決権行使書を含めた幹事全体の過半数でこれを決し、可否同数のときは、代表幹事の決することによる。

(決議の効力)

第十六条 本会員は、幹事会における議決事項に従う義務を負う。

(幹事会の公開及び議事録の報告)

第十七条 幹事会は公開とする。

第十八条 幹事会の議事録は、幹事会終了後二週間以内に、メーリングリストを用い会員全員に通知されるものとする。

(決議に対する異議申し立て)

第十九条 幹事会による議決事項に不服がある者は、議事録の到着後二週間以内に、書面または電磁的記録により、異議申し立てをすることができる。

- 2 異議申し立てが全体会員の過半数を超えた場合、代表幹事は総会を招集しなければならない。

第三節 総会

(総会の招集、表決)

第二十条 本会員の過半数の要求がある場合、若しくは幹事会が必要と認める場合に、代表幹事は総会を招集しなければならない。

- 2 総会を欠席する会員は、議決権行使書を書面あるいは電磁的記録によって代表幹事に提出することができる。
- 3 総会の議決は、議決権行使書を含めた会員全体の過半数で、これを決する。

(総会の報告)

第二十一条 総会による決議事項に関しては、総会終了後二週間以内に、メーリングリストを用い会員全員に通知されるものとする。

(決議の効力)

第二十二条 本会員は、総会における議決事項に従う義務を負う。

第四節 幹部会

(幹部会の招集、表決)

第二十三条 代表幹事は、特に緊急を要する事項に関し、幹事の招集が困難と判断する場合、幹部会を招集することができる。

2 幹部会の決定をもって幹事会の議決に代えることができる。

(幹部会の報告、異議申し立て)

第二十四条 幹部会の報告については第十八条の手續に準ずる。

第二十五条 幹部会の議決事項に対する異議申し立てについては、第十九条の手續に準ずる。

第五章 会計

(会費)

第二十六条 本会員は、会費を納める義務を有する。

2 会費金額は一学期 150 円とする。

第二十七条 会費は入会時に、予定在学期間分をまとめて納付しなければならない。

2 最短修業年度を超えて本会に在籍する者は、每学期初めに予定在学期間分の会費を納付しなければならない。

(予算の決定)

第二十八条 幹事会は、四月中に毎年度の予算を作成し、総会の承認を得なければならない。

(予算の承認)

第二十九条 予算は、決定後一週間以内に、メーリングリストを用い、会員全員に通知されるものとする。

2 予算に不服のある者は、前項の通知到着後二週間以内に、書面または電磁的

記録により、異議申立てをすることができる。

- 3 異議申立てが全会員数の三分の一を超えた場合、幹事会は再審議を行わなければならない。
- 4 異議申立てが全会員数の三分の一を超えない場合、総会は予算案を承認したものとみなす。

(暫定予算)

第三十条 予算が承認されるまでに支出を要する場合、幹部会は、暫定予算を作成できる。

- 2 暫定予算は、予算が作成され次第、破棄される。

(会計報告)

第三十一条 幹事会は、年度末までにメーリングリストを使用し、本会員に対し、毎年度の会計報告を行う。

第六章 罰則

(警告、利用停止)

第三十二条 本規約違反が認められる会員に対して、幹事会は警告を行うことができる。

- 2 前条の警告によっても、本規約違反の状態が継続し、改善がみられない会員に対しては、幹事会は、利用停止を含めた厳しい処分をとることができる。

第七章 規約の改正

(改正の決定)

第三十三条 本規約の変更は幹事会で決定し、総会の承認を得なければならない。

(規約改正の承認)

第三十四条 規約の改正が行われた場合は、決定後一週間以内に、メーリングリストを用い、会員全員に通知されるものとする。

- 2 本規約の変更不服のある者は、前項の通知到着後二週間以内に、書面または電磁的記録により、異議申立てをすることができる。
- 3 異議申立てが全会員数の三分の一を超えた場合、幹事会は再審議を行わな

ければならない。

- 4 異議申立てが全会員数の三分の一を超えない場合、規約の変更は承認されたものとみなす。

附則

第一条 本規約は、平成二十六年十月一日から施行する。